

制 定 平成 22 年 10 月 26 日
最近改正 令和 7 年 12 月 1 日

公園内放置自転車等適正化要領

(目的)

第1条 この要領は大阪市が管理する都市公園及び公園予定地（以下「公園等」という）に放置された自転車等の適正化について、必要な事項を定め、公園等の保全と公園利用者の安全を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 2 条第 1 項第 11 号の 2 に規定する自転車をいう。
- (2) 原動機付自転車 道路交通法第 2 条第 1 項第 10 号に規定する原動機付自転車をいう。
- (3) 自転車等 自転車及び原動機付自転車をいう。
- (4) 利用者等 自転車等の利用者又は所有者をいう。
- (5) 放置 自転車等が公園等に置かれ、かつ、利用者等が当該自転車等を離れて直ちに移動することができない状態にあることをいう。
- (6) 公園事務所長 鶴見緑地公園事務所長、真田山公園事務所長、大阪城公園事務所長、八幡屋公園事務所長、長居公園事務所長、扇町公園事務所長、十三公園事務所長をいう。
- (7) 放置禁止区域 大阪市自転車等の駐車の適正化に関する条例（以下「条例」という。）第 7 条第 1 項の規定により指定された自転車放置禁止区域をいう。

(啓発・指導)

第3条 公園事務所長は、公園等において自転車等を放置しないよう、利用者等に対する啓発を日常的に行うとともに、放置されている自転車等については、駐輪禁止エフ（様式第 1 号もしくは様式第 2 号）を取り付け、放置しないよう指導を行うとともに、放置禁止区域内においては、撤去・移動の警告看板（様式第 3 号）及び放置禁止区域の標識（様式第 4 号）を設置し、その他の区域においては、移動の警告看板（様式第 5 号）を設置する。

(放置禁止区域以外での移動及び返還の手続き)

第4条 公園内において、放置禁止区域以外の場所に自転車等が放置されている場合、公園事務所長は、次の手順のとおり、放置自転車等を移動させ、申請に応じて返還の手続きを行う。

- (1) 移動・保管 公園事務所長は、駐輪禁止エフ（様式第 1 号もしくは様式第 2 号）取り付け後 7 日以上放置されている自転車等を駐輪位置より移動し、公園事務所又は公園事務所長が公園内で定める場所において 20 日以上保管する。当該自転車等がチェーン等により安全柵等に繋げられており、切断しなければ移動できない場合は、チェーン等を切断する

ことができる。

- (2) 公示 自転車等を移動させた後、移動前の場所には本市が移動したことが分かるように移動告知書（様式第6号）を貼付する。
- (3) 所有者が判明した場合の通知 移動した自転車等に住所及び記名のある場合等、所有者もしくは管理者と思われる者が判明する場合は、通知書（様式第10号）を送付し、引取りを命じる。
- (4) 質品照会 前号に掲げる場合もしくは盗品でないことが明らかである場合を除き、移動した自転車等について、自転車にあっては、「放置自転車の調査について（照会）」（様式第7号）により、原動機付自転車にあっては、「放置原動機付自転車の調査について（照会）」（様式第8号）により、警察署あて照会する。照会の結果、警察署から、盗品の疑いを理由に引渡しを求められた場合には、当該自転車等を引き渡す際に、「物件引渡確認書」（様式第9号）への記名を求める。
- (5) 返還 公園事務所長は、保管中の自転車等の返還申請があった場合には、返還を受けようとする者に「自転車等返還申請及び受領書」（様式第11号）に必要事項を記入させ、返還を受けようとする者は、鍵の提示、自転車防犯登録カードもしくは軽自動車申告済証等の提示、その他の方法により、当該自転車等の所有者もしくは管理者であることを証明させた上で自転車等を返還する。
- (6) 保管期間満了後の取扱 公園事務所長は、保管期間が満了してもなお引取りのない自転車等について、当該自転車等を処分することができる。

（放置禁止区域における事前協議・広報活動等）

第5条 公園事務所長は、放置禁止区域で新たに放置自転車等の撤去を行う場合は、撤去の内容に関して次の各号に掲げる事前協議及び広報活動を行う。

- (1) 当該区域を所管する工営所長及び適正化担当課長との事前協議及び必要に応じて区役所、所轄警察署及び地域振興町会等の関係機関、関係団体との協議。
- (2) 当該区の広報紙等への掲載依頼を行うとともに、区役所と調整の上、地域振興町会・商店街振興組合など住民団体の協力を得て広報ちらしを各戸に配布又は供覧するなどの新規の放置禁止区域指定時と同様の広報活動。
- (3) 第3条に規定する、撤去・移動の警告看板（様式第3号）及び放置禁止区域の標識（様式第4号）は、新たに撤去を行おうとする5日以上前に対象となる区域内に設置しなければならない。

（撤去時の事前調整）

第6条 公園事務所長は、放置禁止区域内での撤去を行おうとする場合は、その都度、工営所長と事前に調整し、撤去日及び保管場所を決定する。また、所轄警察署等の関係機関に撤去日を事前に周知する。

（撤去）

第7条 放置禁止区域に放置された自転車の撤去は次の各号に掲げる順序で行う。

- (1) 地域の状況、現場実情に応じて次の警告及び指導を撤去開始前に概ね 30 分程度行う。
 - ア 指導警告用エフ（様式第 12 号）を自転車等に取り付け、撤去の警告を行う。
 - イ 自転車等を放置しようとしている者を発見した場合は、自転車等を移動するよう指導する。
 - ウ 公園管理用車両搭載機材やスピーカー等を利用し、撤去にかかる事前警告の放送を行う。
- (2) 撤去及び搬入
 - ア 撤去・搬出の際に、当該自転車等に損傷を与えないよう細心の注意を払うこと。
 - イ 当該自転車等がチェーン等により安全柵等に繋げられており、切断しなければ撤去できない場合は、チェーン等を切断することができる。
 - ウ 各工営所長と事前に調整した保管所へ搬入を行う。
- (3) 公示 撤去場所には当該自転車等を本市が移動したことが分かるように告知書（様式第 13 号）を貼付する。

(返還・処分)

第 8 条 撤去した自転車の返還及び処分は、条例に基づき実施する。

(その他)

第 9 条 この要領に基づく自転車等の撤去・移動に関する問い合わせ・苦情等は、公園事務所長が責任を持って対応する。

附 則

この要領は、平成 22 年 11 月 1 日から施行する。

また、この要領の施行に伴って、「長期放置自転車処理要領」（平成 20 年 2 月 7 日、緑化総括技監決裁）並びに「放置禁止区域における公園内放置自転車等適正化要領」（平成 21 年 3 月 31 日、ゆとりとみどり振興局長決裁）は廃止する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

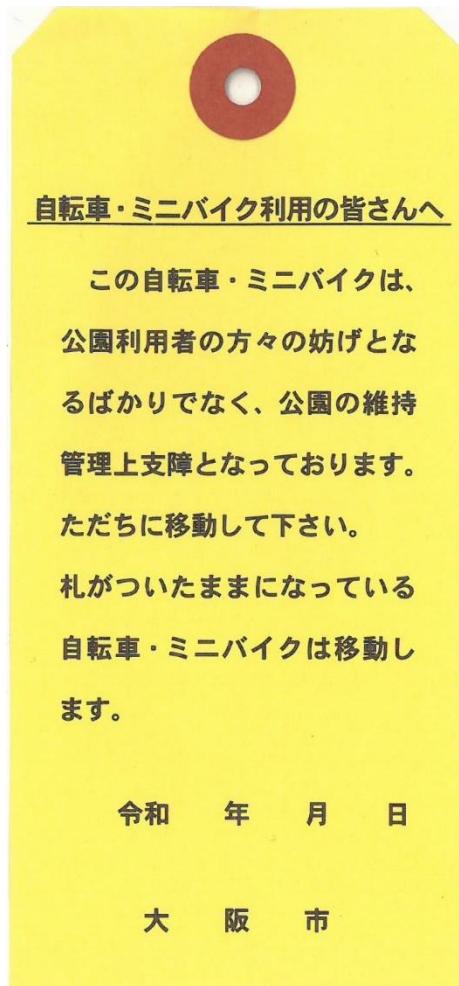
この要領は、令和 6 年 12 月 20 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

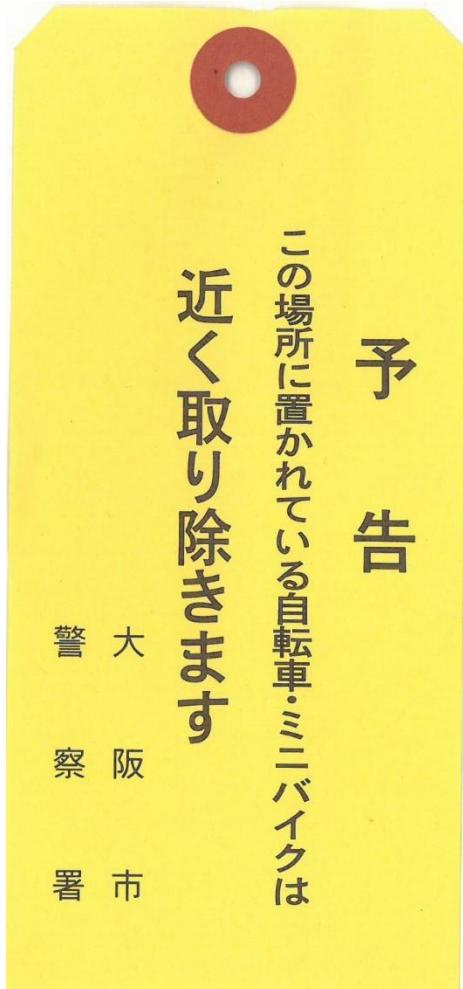
附 則

この要領は、令和 7 年 12 月 1 日から施行する。



縦13センチ、横6センチ
黄色

※指定管理者が管理する公園については、指定管理者と連名とすることも可とする。



縦13センチ、横6センチ
黄色

※指定管理者が管理する公園については、指定管理者と連名とすることも可とする。

この場所に放置されている自転車
及びバイクは随時撤去・移動します

**大阪市
警察署**



450mm (H) × 900mm (L)

お 知 ら せ

公園内に放置されている自転車、ミニバイク

は隨時移動します。

移動後20日を経過しても受け取りにこら

れない場合は、処分いたします。

大阪市建設局

公園事務所

電話 06- —

※指定管理者が管理する公園については、指定管理者と連名のうえ、指定管理者の連絡先電話番号を記載することも可とする。

お知らせ

この付近に長期間放置されて
いた自転車、ミニバイクは
月日に移動しました。
20日を経過しても受け取りに
こられない場合は、処分します。

おおさかしけんせつきょく
大阪市建設局

こうえんじむしょ
公園事務所

でんわ
電話 06- —

※指定管理者が管理する公園については、指定管理者と連名のうえ、指定管理者の連絡先電話番号を記載することも可とする。

(様式第7号)

大阪府 警察署担当者様

大阪市建設局 方面管理事務所

公園事務所

(担当)

(電話)

放置自転車の調査について(照会)

標題について、賊品の有無について依頼します。

撤去年月日	行政区	公園	防犯登録	防犯登録の色	車台番号	車体の色	備考(車体の状態等)	賊品の有無
								<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
								<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
								<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
								<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
								<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
								<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
								<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
								<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
								<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
								<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし

上記のとおり回答します。

令和 年 月 日

大阪府 警察署

大阪府 警察署担当者様

大阪市建設局 方面管理事務所

公園事務所

(担当)

(電話)

放置 原動機付自転車の調査について(照会)

標題について、贓品の有無について依頼します。

撤去年月日	行政区	公園	標識 (ナンバープレート)	車台番号	メーカー 車名	車体の色	贓品の有無
							<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
							<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
							<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
							<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
							<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
							<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
							<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
							<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
							<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
							<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし

上記のとおり回答します。

令和 年 月 日

大阪府 警察署

物 件 引 渡 確 認 書

(提出先) 公園事務所

下記の物件について、引渡しを受けました。

令和 年 月 日

大阪府 警察署

氏 名

記

番号	品 名	数量	形状・登録事項等
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

つう ち
通 知

あなたの所有と思われる自転車等が長期間

放置されていたので、大阪市において保管し

ています。返還を希望される場合は、月

にち れんらく
日までに連絡して下さい。

きじつ れんらく ばあい おおさかし しょぶん
期日までに連絡がない場合は大阪市で処分

します。

しゅ 種	べつ 別	じてんしゃ 自転車	・	げん 原	つき 付	がいとう (該当するものに○)
ほうち 放置された	ばしょ いた場所	く	こうえんない 公園内			
ほかん 保管を開始した	かいし した日	れいわ 令和	ねん 年	がつ 月	にち 日	
ほかんばしょ 保管場所		こうえんじむしょ 公園事務所				

れいわ
令和
ねん
年
がつ
月
にち
日

おおさかしけんせつきょく
大阪市建設局

こうえんじむしょ
公園事務所

でんわ
電話 06-

-

(提出先)

公園事務所

自転車等返還申請及び受領書

() 公園

自転車 所有者	住 所 氏 名	
防犯登録番号・標識番号		車台番号
自転車等の種別		
車体の主たる色		
錠前の種類		
荷物の有無 その他特徴		
購入時期		
特記事項		

上記自転車等について、確かに返還を受けました。

令和 年 月 日

(受領者)

住 所

氏 名

連絡先 ()

所有者との関係

本人確認書類
<input type="checkbox"/> 運転免許証
<input type="checkbox"/> 健康保険証
<input type="checkbox"/> 学生証
<input type="checkbox"/> マイナンバーカード
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード
<input type="checkbox"/> 在留カード
<input type="checkbox"/> ()

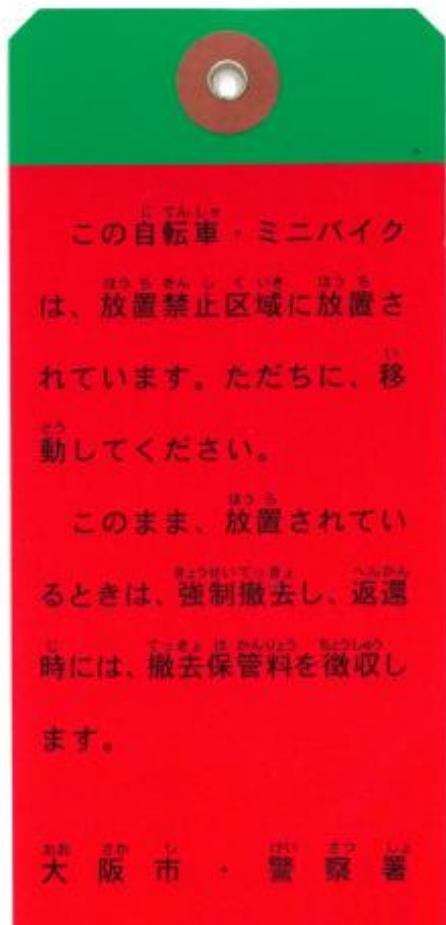
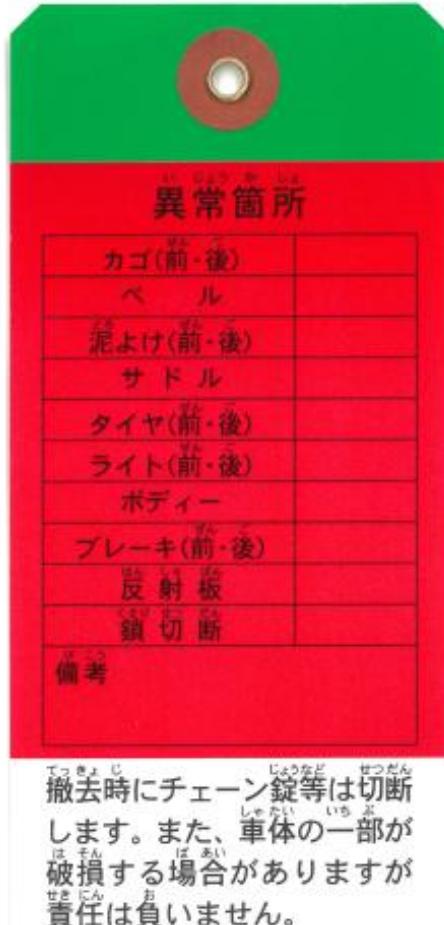


表 面



裏 面

縦13センチ、横6センチ

赤色及び上部緑色

し お 知 ら せ

この付近の放置自転車・ミニバイクは

がつ にち てつきよ
月 日に撤去しました。

てつきよ じてんしゃ つぎ ほかんじょ へん
撤去した自転車・ミニバイクは、次の保管所で返

かん にち けいか ひ と こ
還します。20日を経過しても引き取りに来られな

ばあい しょぶん
い場合は処分します。

ほかん へんかん
(保管・返還)

しょざいいち
(所在地)

でんわ
(電話)

かいせつじかん
(開設時間)

ていきゅうび
(定休日)

ほかんじょ
保管所

く ちょうめ ばん ごう
区 丁目 番 号

06— —

ごぜん じ ごご じ かき ていきゅうび のぞ
午前10時～午後6時(下記定休日を除く)

ねんまつねんし がつ にち がつ にち
年末年始(12月29日～1月3日)

ひきと さい ひつよう
◎引取りの際に必要なもの

1 撤去保管料 自転車 3,500円
 ミニバイク 5,000円

2 自転車等のカギ

3 本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカードなど)

※撤去された自転車に関するお問い合わせは各保管所までお願いします。